

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項の規定による。

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

立川市道路占用料等条例（昭和48年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
改正後		改正前	
占用物件	占用料	占用物件	占用料
単位	金額	単位	金額
第1種電柱	1,480円	第1種電柱	1,800円
第2種電柱	2,280円	第2種電柱	2,880円
第3種電柱	3,070円	第3種電柱	3,960円
第1種電話柱	1本につき1年 1,320円	第1種電話柱	1本につき1年 1,480円
第2種電話柱	2,120円	第2種電話柱	2,400円
第3種電話柱	2,910円	第3種電話柱	3,360円
その他の柱類	130円	その他の柱類	140円
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	13円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	19円
長さ1メートル	7円	長さ1メートル	9円
路面上に設ける電線その他上空の他の線類	1個につき1年 1,290円	路面上に設ける電線その他上空の他の線類	1個につき1年 1,400円
地下に設ける電線その他上空の他の線類	1個につき1年 790円	地下に設ける電線その他上空の他の線類	1個につき1年 960円
路上に設ける変圧器	1個につき1年 1,290円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 ……略……	……略……	……略……
その他もの	占用面積1平方 2,650円	その他もの	占用面積1平方 2,730円

	メートルにつき 1年		メートルにつき 1年
外径が0.07メートル 未満のもの	55円	外径が0.07メートル 未満のもの	65円
外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの	79円	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの	93円
外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	110円	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	140円
外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満 のもの	150円	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの	180円
法第32条第1項第2号に掲 げる物件		法第32条第1項第2号に掲 げる物件	法第32条第1項第2号に掲 げる物件
外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満 のもの	230円	長さ1メートル 以上0.3メートル未満の もの	260円
外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの	310円	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの	340円
外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの	550円	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの	650円
外径が0.7メートル以 上1メートル未満の もの	790円	外径が0.7メートル以 上1メートル未満の もの	930円

外径が 1 メートル以上のもの	1,590円	外径が 1 メートル以上のもの	1,860円
……略……	……略……	……略……	……略……
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の	1,320円	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の	1,980円
……略……	……略……	……略……	……略……
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の	4,950円	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の	5,800円
……略……	……略……	……略……	……略……
上空に設ける通路	2,970円	上空に設ける通路	3,530円
地下に設ける通路	……略……	地下に設ける通路	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……
道路施行令	……略……	道路施行令	……略……
(昭和 27 年政標識)	2,120円	(昭和 27 年政標識)	2,200円
令第 479 号。以下「令」とい	……略……	令第 7 条第 1 号に掲げる物	……略……
う。) 第 7 条第 1 号に掲げる物	……略……	件	……略……
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設	2,650円	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設	2,730円
……略……	……略……	……略……	……略……
備考	……略……	備考	……略……

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。

